

第 1 5 3 1 回島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 8 年 2 月 4 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 3 6 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(報告事項)

第71号 平成27年度島根県学力調査結果について (教育指導課)

第72号 教科書発行者による自己点検・検証結果について (教育指導課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第18号 職員の退職管理に関する条例について (総務課・学校企画課)

第19号 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務課)

第20号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について (学校企画課)

第21号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について (学校企画課・特別支援教育課)

第23号 住民基本台帳法施行条例の一部改正について
(学校企画課・特別支援教育課)

第24号 島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正について
(社会教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第73号 平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案の概要について (総務課)

第74号 平成28年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
藤原教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

小林教育監	全議題	
今岡教育次長	全議題	
山名参事	公開議題	
野口参事	公開議題	
松本総務課長	全議題	
錦織総務課調整監	公開議題	
松本教育施設課長	公開議題	
高橋学校企画課長	公開議題、	議決第18号、第20号
	～第23号、	報告第74号
津森県立学校改革推進室長	公開議題	
山崎教育指導課長	公開議題	
吉崎子ども安全支援室長	公開議題	
三島特別支援教育課長	公開議題、	議決第22号～第23号
堀江保健体育課長	公開議題	
荒木社会教育課長	公開議題、	議決第24号
恩田人権同和教育課長	公開議題	
丹羽野文化財課長	公開議題	
小塚世界遺産室長	公開議題	
佐藤古代文化センター長	公開議題	
鈿福利課長	公開議題	
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

藤原教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	7件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	藤田委員	

(報告事項)

第71号 平成27年度島根県学力調査結果について(教育指導課)

○山崎教育指導課長 報告第71号平成27年度島根県学力調査結果についてご報告する。

資料1の1ページの目的をご覧ください。この調査は、学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習の実現状況及び学習や生活に関する意識や実態を客観的に把握するとともに、全国学力・学習状況調査で明らかになった学習指導上の課題の改善状況を検証し、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善に資することを目的として実施したところである。今回も市町村教育委員会と共同して実施した。

実施日は、平成27年12月15日及び16日の2日間である。実施校は、公立小学校209校と特別支援学校小学部4校だった。分校が1校実施をしていない。公立中学校は97校と特別支援学校中学部5校で、分校が1校実施をしていない。実施学年、教科、人数については、表に記載しているとおりである。

昨年度からの主な変更点として、5点あげている。1点目は、これまでは4月に実施していたが12月に変更して実施し、新たなPDCAサイクルを構築するということである。実施日を12月に変更することについて、理由を2点あげている。全国調査で明らかになった課題を改善するための指導の取組みを、県の調査で検証するというPDCAサイクルを確立し、指導の改善を効果的に進めるためと、今年度の指導状況について、年度内のうちに客観的に評価し、個別指導の充実を図ることにより、子どもたち一人ひとりの身に付けるべき力を着実に身に付けられるようにするためである。2点目の変更点として、各教科の学力調査の内容として、県独自のオリジナル問題を作成した。全国調査等で明らかになった課題の改善状況を検証することをねらいにした問題に変更している。3点目は、生活・学習に関する意識調査についても、全国調査で取り上げられた質問項目と同じ項目を増やした。4点目、5点目は、各学校、また子どもたち一人ひとりに返す情報として、学校には学校の課題を捉えやすいように帳票を表示するように工夫する、それから結果チャートが簡単に作成できるような分析ツールを新たに提供する。また子どもたち一人ひとりに対して、個人帳票を提供している。これまでどおりの成績表はもちろんだが、一人ひとりの課題の状況に応じたフォローアップシートを配布する。課題となる問題、十分できていない、補充が必要だという内容に応じた問題が作成されており、それを子どもたち一人ひとりに返している。生活意識調査の状況により、改善が必要な点等を指摘するシートも準備している。

1の3ページをご覧ください。全国調査で見られた主な課題の改善状況についてご説明する。改善が見られた事項の一つ目は、小学校の短期的な課題としてあげられていた、小数のひき算の定着が図られたことである。末尾の位が揃っていない小数のひき算で、これまで平成24年、26年、27年に全国調査であげられていた課題がなかなか改善されない状況があった。今回12月の調査では、「5.68-0.7」という全国調査の数値を変えた問題を出題した。正答率は83.9%であった。仮に32人学級だと4月の正答者は20人だったが、今回は27人となり、正答者が7名増え、改善が見られた。同じ問題を5年生にも出題しているが、正答率が72.8%で、国の平均を若干上回る状況だった。続いて、算数が好きな子どもがやや増えるという状況が見られた。4月現在で、全国平均を下回る57.7%という状況であったが、今回の調査では、4%増えて61.7%となった。32人学級で例えると、およそ1人、1.2人増えたことになる。また、算数学習指導の改善傾向も見られた。算数で公式などのわけを理解するようにしているという算数に関わる意識調査の項目で、若干ではあるが、上向いている状況であった。中学校では、めあてと振り返り学習に対する取組みが改善されつつあることが見えてきた。授業で扱うノートには、学習の目標とめあてを書いていると思うという質問項目に対し、中学2年生の肯定的回答率が66.2%であった。4月現在の調査は中学3年生であり、直接これらを比較して向上したとは言えない。ただ、これまでの状況、あるいは、比較対象として全国調査から若干上向き傾向にあるのではないかと考えている。

次に引き続き改善が必要な事項として、3点あげている。小学校の算数で、小数は改善が見られていたが、180°よりも大きい角の大きさを求める問題については、依然として課題であるという状況だった。4月の全国調査での正答率が54.8%であったのが、今回の調査では、55.3%で、同じ形の問題を出題しているが、ほとんど改善が見られなかった。さらに、5年生、4年生も同じ問題を出題したところ、それぞれ47.2%、38.8%と

正答率が低い状況であった。まだこういった内容の授業について、改善が必要である。また、一定の条件のもとで自分の考えを書くなど、目的や意図に応じて考え、説明する力が身に付いていない。資料には、国語の例をあげている。長文を読んで、その中での登場人物の心情が変化した理由を条件に従って回答するという問題が出題された。「おせっかいは、やいてもらううちが花だよという言葉に対する静香の気持ちは、AとBで異なっている。A・Bそれぞれに対する静香の気持ちと、気持ちが変化した理由を次の条件に従って書きなさい。」という設問である。条件は、一つ目としてA・Bに対する静香の気持ちをそれぞれ書くこと、二つ目として気持ちが変化した理由を文章の内容を取り上げて書くこと、三つ目として80字以上、100字以内で書くことという条件であった。多く場合、一つ目の条件、三つ目の条件は満たしていたが、二つ目の条件を満たしていない回答が多かった。この設問の前に心情を捉える選択式の設問が2つあった。これらの正答率は、それぞれ89.9%、81.1%と高かったが、この記述式の設問は12.1%であった。他の教科とも同様に、自分の考えをきちんと説明することが十分に身に付いていない傾向が見られた。もう一つこれまで課題であった、授業以外での学習時間についても、なかなか改善が見られない。学校の授業以外で、普段一日あたりどのくらいの時間勉強をしているかという問いに対する回答状況であるが、1時間以上にあてはまる中学2年生が5割を切り、48.5%であった。4月の全国調査の中学3年生の状況が55.2%だったので、それを下回る状況となり、大きな課題であると認識している。

次のページから各教科の状況を記載しているが、時間の関係で、省略をさせていただく。先ほどご説明した、条件に従って考え、それを説明する、記述する力が十分でないといったところが課題としてあがっている。

1の8ページに、生活・学習に関する意識調査結果の概要を記載している。2の(1)に記載しているとおり、小学校6年生の「算数の授業が好き」、「算数の授業の内容が良く分かる」といったことに対する肯定的な回答状況は、若干ではあるが、上向き傾向にある。ところが、中学校の「数学の授業の内容が良く分かる」ということに対する肯定的な回答率は62.3%で、中学3年生の4月時点と比較した場合、大きく落ち込んだ。(3)の授業改善の状況だが、めあて・振り返りの学習について、「はじめに授業の目標が示されていると思う割合」が小学校、中学校ともいずれも増えていた。学校における取組みが着実に進んでいることが確認できたと思っている。さらに、ノートに学習の目標とまとめを書いていることも、小学校で増えていることが確認できた。言語活動については、生徒間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているという問いに対する肯定的な回答が、小学校6年生で10.9%増えて、76.1%、中学校2年生では、66.4%であった。これらも直接比較はできない部分はあるが、4月の全国調査よりも良い状況であり、子どもたちが授業の中で話し合い活動を行っていると感じていると捉えているところである。

その他の状況として、メディア利用についてご説明をする。携帯電話やスマートフォンの使用時間については、昨年度の県調査と比べて、全体的に増加しているという状況が見られた。下の表は、左の濃い部分は、平日、1日あたり1時間以上使用していると回答した子どもの割合、中ほどの薄い部分は、1時間より少ないと回答した子どもの割合、一番右側が全く使用しないと回答した子ども割合である。特に中学2年生は、1時間以上使用している子どもの割合が5割を超えて50.7%、1時間より少ない子どもの割合は23.1%、使用していない子どもの割合が26.1%という状況であった。1時間以上使用する子どもの割合が15.9%増えている。また、それと同じ割合で使用していない子どもの割合が減っている状況となっている。こういったところが、家庭学習との関連も大きいのではないかと捉えている。

教科に関する調査と意識調査のクロス分析も行った。1の12ページをご覧いただきたい。指導方法と正答率の関係だが、授業で自分の考えを発表する機会を与えられていると感じている子どもは、平均正答率が高かった。そういった機会を与えられると、子どもたちも積極的に勉強をし、内容を身に付けることができることが今回の調査からも裏付けられた。

最後に1の16ページをご覧いただきたい。これらの状況を踏まえて、今後の対応として、4点考えている。まず大前提として、しまねの学力育成推進プランに基いた取組みを着実に進めなければならない。その中で、次の4点を進めていきたい。1つ目に全ての小中学校を対象とした結果説明会を実施し、結果を活かして各学校が組織的な授業改善や個別指導を進

めるように働きかけていく。昨日は隠岐、本日は益田、浜田、そして明日は出雲、松江と県内5か所で説明会を行っているところである。学校での組織的な授業改善で、今年度出来ること、来年度の教育課程の改善等に活かしていくこと、子どもたち一人ひとりの個別指導の充実のため、フォローアップシートを活用してしっかり個別指導をお願いするといったことを説明している。2つ目に、しまねの算数授業改善プロジェクトチーム会議を2月15日に開催する。算数の授業改善が進んでいるところもあるが、まだまだ全国と比べて、算数が好きだという子どもの割合は少ない状況である。子どもたちの学ぶ力をしっかり伸ばしていく授業をするために、これまでの取組みを検証するとともに、来年度に向けての取組みについて、ご意見をいただく予定にしている。3つ目に、課題に基づく今後の指導のポイントということで、例年発行している「各教科等の指導の重点」において、今回見つかった課題を掲載し、全ての小中学校で徹底を図っていくように努めていきたいと考えている。さらに、家庭学習の状況が、特に中学校において課題となっている。小学校での取組みの成果を参考にしてもらうように働きかけていくとともに、保健体育課の取組み、PTAの方々、また学校の先生方ともしっかり相談し、連携しながら、子どもたちの家庭学習がより主体的なものになるように、まず着実に課題に取り組むことができるように進めていきたいと考えている。

○岡部委員 結果が一気に良くなるということではなく、取組みが上向いているということで、これからもさらに着実に進めていかなければならない。前々から課題に思っており、それが実現されていないのが、家庭学習の問題である。特に中学生の場合、授業以外の学習時間が少ないと思う。最後に説明のあった、家庭と連携して主体的な家庭学習の取組みを引き出す指導の充実を図るとあるが、家庭に対しての働きかけをさらに具体的に考えるべきと思う。先頃開催された、中国五県の教育委員の会議で、例えば岡山県の場合は、リーフレットのような冊子を作成され、呼びかけをしていらっしゃる。これだけ家庭学習が進まない状況なので、ある程度目に見える形での働きかけをしていくことも必要ではないかと思うが、家庭学習の推進についての具体的な取組みについてお伺いしたい。

○山崎教育指導課長 家庭学習については、小学校での取組みは着実に進んでおり、全国平均を上回る状況となっている。これに対し、中学校での取組みが進んでいないので、改善策を練り直さなくてはならないと考えている。具体的には、各中学校が家庭学習の手引きを作成し、中学校区そろえて家庭に配布している。その次に子どもたち一人ひとりにどういった手立てをしているのかについて、我々も十分に把握できていない部分がある。具体的に、どの教科を、どの程度といったことについて、まず学校で再確認をしてもらい、我々もその状況を把握したいと思っている。それを踏まえた具体的な対応について、メディア等との関連もあるので、保健体育課と連携をしながら、またPTAの役員の方々とお話をした時に、やはり意識づけをしていかなければならないと思いをもちであるので、PTAの方々とも一緒に広報等を含めて内容をきちんと整理して着実に連携して取組んでいきたいと考えている。

○岡部委員 家庭学習の手引きを配布されているということだが、その後のフォローがなかなかできていないということであった。手引の内容についての再検討も一方で必要だと思うし、この機会にリニューアルし、全面改訂も必要ではないかと思っている。この辺りのことも含めて、今後さらに検討をしていただきたい。また、家庭学習であるので、学校と保護者との関係も必要ではないかと思う。保護者に対する働きかけも含めて、学校、保護者そして子どもたちの3者が良い形で前向きに取り組んでいけるような仕組みを是非とも構築していく必要がある。学力育成の一つの重要な要素が、家庭学習の時間の向上でもあると個人的には思うので、そのあたりを実現していただきたい。よろしく願います。

○山崎教育指導課長 了解した。

○広江委員 今、岡部委員からもあった家庭学習の問題も大きな課題であるし、家庭で学習できにくい場合には、放課後の学習ということもある。小さくても具体的な方策を決め、それをやっていくことが大切だと思う。手引などで啓発していても、それだけではなかなかうまくいかないで、他の方策も含めて検討するべきだと思う。一つ確認したいが、実施時期で、4月の全国調査を起点としてPDCAサイクルを回すということだが、全国調査において島根県の傾向を素早く把握することが重要である。先ほどのお話にもあった中国五県の教育委員の会議で、他県の様子を聞いてみると、ほとんどの県が抽出して状況を把握していると言っておられる。早いところでは5月中旬に市町村教育委員会に対して、状況の説明会をされているようである。島根県においても、自校採点を進めておられるが、その調査結果について県が素早く課題を把握し、県としての改善策を示さないと大きく改善をしていかな

い。是非とも県で、全国調査結果の状況の把握をなるべく早くやっていただきたい。もう1点は、実施時期の変更に伴い、P D C Aサイクルの説明があったが、小学校6年生に対するP D C Aサイクルなのか。小学校の3年生から中学校の2年生まで含めてこのP D C Aサイクルでやるということか。お聞きしているのは、小学校6年生は全国調査がある。しかし、小学校のその他の学年は全国調査はない。そうすると、他の学年のサイクルは県の調査から始まると思う。12月から始まるサイクルというのは効率が悪いという気がして、全国調査と同じ時期に、他の学年は県の調査を実施しても良いのではないかと思ったりしている。

○山崎教育指導課長 全国調査の自校採点については、学力育成プランの育成会議において、市町村の教育長さん方と協議して、今年度から一緒に行うということで進めているところである。実際に取組んだ小学校では、少し時間はかかったが、しっかり子どもたちの課題が見つかり、それに基づいた改善や具体的な手立てを打つことができ、また校内で課題を共有することができ、良かったという声も聞いている。年度当初のところで働きかけとなったために、学校の計画の中で少しくまらなかつたところもあり、改善が必要だとの意見も聞いている。委員ご指摘のように、子どもたちの状況をできるだけ早く把握して、すぐに指導の改善に活かすことはとても大切であるし、各市町村の教育長さん方もそのことの意義は感じられるので、育成会議、実務者会議においても協議をしながら、進めていきたいと考えている。P D C Aサイクルについては、委員ご指摘のように今年度だけを見ると、4月に小学校6年生と中学校3年生の全国調査を実施し、それを県の調査で検証できるのは小学校6年生のみとなるが、サイクルを来年度も回していくことで、今回把握した課題、全校で取組むべき課題と、学年固有の課題を明らかにし、全校で取組むべき課題を4月からの教育課程に反映をし、また全校で取組むべき課題について全国調査ではどのような状況なのかを点検をするといったサイクルを考えている。来年度以降も12月に県の調査を行い、次のプランに向けてのアクションを起こして、そのプランに基づいて次年度実施をし、また12月の県調査を行うというサイクルを回していこうと思っている。来年度以降、着実に進めていきたいと考えている。

○森委員 今後の対応のところでお聞きしたいが、個々の結果を踏まえたフォローアップシートを使った個別指導の充実とある。個々の結果を踏まえての個別指導というのは、1つの学級で教員が1人ないし2人で実際にはどういった形が可能なのか。

○山崎教育指導課長 実際にどういった答案が出されていて、どの部分が間違っているのかが分かるようなシートが戻っている。それに基づいて、フォローアップシートで、どの分野の問題の解く力が弱いといった、補充が必要な問題に関して記載されているので、それを宿題で課す、宿題で出てきたものを放課後個別に指導していく形になるかと思う。

○森委員 授業の中では、個々には対応はできないということか。

○山崎教育指導課長 その辺りが、教員の教え方によると思われる。実際に小学校の算数で、小数の引き算の正答率が少し上向いたところについては、一斉にこの勉強をするとすると理解している子どもも、理解が十分でない子どももいる。そういった子どもたちへ指導するには、小数の掛け算、割り算の学習の際に、小数の足し算、引き算の時はこうだったから、今回小数の掛け算、割り算の時はこうだよねといった指導が、理解が十分でない子どもに対して授業で行う個別指導になると思う。一斉では小数の掛け算をするという形で進め、理解が十分でない子どもに対しては、その子の課題に応じて、補充が必要な部分を確認しておこうといった形で指導をしていく必要がある。それが一斉の授業の中での個別の指導ということになるかと思う。

○藤田委員 保健体育課と連携してという説明があったが、確認だが、いわゆる生活習慣の充実、中学生になると部活動などのいろいろな活動もあり、学習時間を確保することが非常に困難になると思うが、生活習慣の改善を図り、家庭と連携をしながら、指導の充実を図るということが良いか。

○堀江保健体育課長 今おっしゃった部活動のことももちろんだが、保健体育課でパンフレットも作成している。子ども健康づくりサポート事業だが、特に関係があるのは、教育指導課長からも説明があったが、メディアとの接触である。メディアとの過度な接触をすることにより、性の問題や過度な暴言とかにもつながるので、正しいメディアとの接触方法というところに重点を置いて、家庭で考えてもらうこと、子どもたちが考えること、先生が考えることを記載している。先生方を対象に説明会も開催しているし、専門家を派遣し、授業で取り組んでもらったり、P T Aの講習会、研修会にも専門家を派遣するといった事業を行って

いる。

○原委員 先ほどから学力向上について、家庭と連携したり、保護者とどう関わっていくのかというお話が出ているが、例えば学力テストが年に2回あると聞くと、テストを2回やるんだなという感覚だと思うが、全国学力テストがあり、習熟度を測り、改善を図って、今度は確かめのテストをするという目的があるので、そここのところの周知が大切だと思う。勉強を続けるというのは、座っていないといけないし、根気もいるし、体力とも連動するし、社会に向かっていく際に必要な力だという啓発がどうやったらできるのかと思う。先ほどの中学校2年生が、授業以外の学習時間が少なくなり、メディアの利用が増えているのは連動しているとは思えない。そういったところをやはり保護者の方に理解してもらうことが必要だと思う。

○山崎教育指導課長 子どもたちを取り巻く大人の連携が、おっしゃっていただいたようにとても大切だと思っている。ある中学校では、学校だより等で学力調査の目的をお伝えし、その結果に応じて、こういったところと一緒に取組んでいきたいということをしつかり広報しながら連携をし、子どもたちが落ち着いて学習が進んでいるとも聞いている。こういった例を全県で共有し、拡げていきながら、子どもたちのためにしっかりと取組んでいきたい。

――原案のとおり了承

第72号 教科書発行者による自己点検・検証結果について（教育指導課）

○山崎教育指導課長 報告第72号教科書発行者による自己点検・検証結果についてご報告する。

教科書発行者による自己点検・検証結果について、文部科学省から情報提供と調査の依頼が届いたところである。この件についてご報告させていただく。

まず、経緯についてご説明する。昨年12月7日に、教科書発行者である三省堂が、教科書検定期間中の平成26年8月に開催した「編集会議」において、外部への流出が禁止されている検定申請本の内容を、教員等に関覧させた上で意見を聴き、その謝礼として編集手当を支払った事案が発覚したところである。12月11日に、文部科学省は、他の義務教育諸学校用の教科書を発行している会社に対しても、同様の事案がなかったか、自己点検・検証をし、報告をするよう指示し、各社は、本年1月20日までに報告をされた。その内容が、1月22日に公表された。そして、1月28日に文部科学省から各都道府県教育委員会へ、教科書発行者から文部科学省に対し報告された対象者の名簿等の情報提供があった。

2の全国及び島根県の対象者等の状況は、表に記載のとおりである。上の段は、対価を伴わず、申請本を教員等に関覧させ、意見を聴取した事案であるが、全国では延べ1151名、関係する教科書発行者は9社であった。島根県では、延べ18名、教科書発行者は、学校図書、数研出版、開隆堂の3社だった。次の段の、申請本を教員等に関覧させ、意見聴取等の対価を支払った事案が、全国で延べ3996名、関係する教科書発行者は12社だった。島根県では、延べ28名、教科書発行者は、光村図書、東京書籍の2社だった。3段目の、採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案は、全国で10名、1社あったが、島根県では該当がなかった。

島根県教育委員会では、文部科学省から提供のあった情報について、市町村教育委員会等を通じて事実関係の調査をお願いしているところである。あくまでも、この情報は教科書発行者から得た情報であるので、きちんと確認をした上で、報告をしていきたい。

○岡部委員 教科書発行者が記載されているが、よりイメージを具体的なものとするために、教科を教えていただきたい。

○山崎教育指導課長 各発行者が、いろいろな教科の教科書を発行しており、該当しない教科をお知らせした方が分かりやすいため、小学校、中学校あわせて該当しない教科を申し上げる。音楽、家庭科、保健体育、図工、美術の教科については無かった。

○岡部委員 現在、事実関係の調査をしているとのことであったが、その先はどのような進展となるのか。事実であったときに、対象者の方がどのような扱いになるのかも確認したい。

○山崎教育指導課長 まず、現時点では、事実関係をしっかりと確認したいと考えている。その次にどうなるのかについては、慎重に検討をしていかないといけないと思っている。

- 岡部委員 対象者の処分が必要となるのかどうか、さらに具体的に検討が進められていくと思う。全国的な問題であり、島根県だけで独自にということも難しいので、例えば、今回は文部科学省から情報が提供されたということであるが、文部科学省と協議をされたりするのか。また、この調査結果を文部科学省に報告されるのか、各県での事実確認で終わるのか。
- 高橋学校企画課長 教員の懲戒処分についてのご質問であろうかと思うが、基本的に懲戒の判断、内容については、任命権者に任せられているので、島根県の場合、教員に対する対処の方法、内容については県教育委員会が判断することになる。ただし、先ほどおっしゃったように、各都道府県まちまちで良いのかといったこともあるし、過去の例に照らし合わせてということもある。現時点ではこの問題の詳細について把握していない部分も多いので、詳しいことを申し上げることはできないが、一般論として、県独自として定めている懲戒処分の指針がある。そうしたものに照らし合わせてどうか、過去に類似の事例があったか、なかったか、現時点ではそういった事例は確認されていないが、場合によっては他の都道府県の判断を参考にする場合もある。そうしたことを総合的に勘案した上で、こちらとしての姿勢を示すことになる。
- 山崎教育指導課長 今回県が行っている調査の結果については、3月中旬までに文部科学省へ報告することになっている。
- 森委員 今回の問題は、平成26年8月の編集会議で発覚したが、今回の調査はどのくらいの期間遡って行われているのか。
- 山崎教育指導課長 今回、文部科学省から提供された資料については、平成22年度から平成27年度までの採択にかかる期間となっている。
- 森委員 平成22年度より前のものは調べていない。今回たまたま発覚したが、常習的にこういったことがあったという観点での認識はなされていないということか。
- 山崎教育指導課長 現在調査の対象となっているのは、先ほど申し上げた期間である。

――原案のとおり了承

藤原教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第18号 職員の退職管理に関する条例について(総務課・学校企画課)

○松本総務課長 報告第18号職員の退職管理に関する条例についてお諮りする。

島根県職員の退職管理については、平成19年10月に「再就職に関する指針」を定め、平成19年度末に退職した職員から、再就職者による現職職員への働きかけ、契約事務等に関し、職務上の行為をするよう、又はしないように要求することの規制、管理職員が再就職をした場合の届出、再就職状況の公表等を行っているところだが、この対象職員としては、県立学校の教育職員や警察職員は除かれている。

ところが、1の条例制定理由に記載のとおり、このたび地方公務員法の一部が改正され、全ての地方公務員の退職管理の適正の確保が法律でもって図られることとなり、本年4月1日から施行されることとなった。

改正後の地方公務員法では、退職管理について直接に規定するものもあれば、条例に委任するものもある。県の次長級、課長級に就いていた再就職者による働きかけの規制や再就職情報の届出については、法律で条例に委任されているため、今回新たに条例を制定する必要が生じた。条例案は3の2ページ、3の3ページに掲載しているが、3条からなるシンプルな条例である。先ほども申し上げたとおり、この条例における職員の範囲だが、知事部局の職員のほか、教育庁、教育機関、県立学校の教職員、警察職員などが含まれる。なお、県教育委員会が任命権を持っている市町村立学校の教職員については、法律の読み替え規定により、市町村教育委員会が退職管理をすることになるので、この条例には含まれない。

2の(1)の「再就職者による働きかけの禁止」の主な内容だが、まず全ての再就職者に

ついて、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間、現職職員に対し、契約事務等について働きかけが禁止される。その上で、離職前の5年間より前に部長級の職に就いていた再就職者は、離職後2年間、当該職に就いていたときの職務に関しても現職職員への働きかけが禁止される。また、次長級や課長級に就いていた再就職者については、条例において、部長職と同様に現職職員への働きかけが禁止される。部長級、次長級、課長級の職については、人事委員会規則で別途定めることとなるが、現時点の案としては、管理職手当を受給している教職員を考えている。

(2)のその他の退職管理の適性を確保するための措置だが、再就職状況の公表などについて、現在の「再就職に関する指針」を改正し、平成28年度末の退職者から、県立学校の教育職員も含めて、再就職状況の公表等を行っていくことにしている。

(3)の再就職情報の届出だが、これに関しても県立学校の教育職員以外は、これまで「再就職に関する指針」で対応してきたが、このたびは、条例でこれを定め、県立学校の教育職員も含めて管理又は監督の地位にある職員が離職後2年間に再就職をした場合には届出をしてもらうことにする。管理又は監督の地位にある職員は、別途人事委員会規則で定めることになるが、これについても、現時点の案としては、管理職手当を受給している教職員を考えている。

3の施行日だが、法律の施行日と同様に本年4月1日とする。

○広江委員 今回の法改正、条例制定により教育職員の働きかけも禁止されることとなる。教員を退職された方で、大学に再就職され、各高校へ生徒募集などを行うこともあるが、このような行為は働きかけに該当するののか。

○松本総務課長 働きかけとは、契約事務等に関し職務上の行為をするよう、又はしないように要求することであるので、契約事務等に該当するかどうかが判断されることになり、働きかけには該当しないと思われるが、確認をしたい。

○小林教育監 退職者に分かるように、どういった行為が働きかけに該当するののかQ&Aの作成も必要かもしれない。

――原案のとおり議決

第19号 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について（総務課）

○松本総務課長 議決第19号県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正についてお諮りする。

改正理由は(1)のとおり、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。なお、このたびの条例改正にかかる改正法の趣旨は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底であり、その一環として、職務給の原則の徹底を図るものというものである。続いて、(2)の改正の内容だが、改正法において、給与に関する条例に等級別基準職務表を規定することとなったことに伴い所要の改正を行う。等級別基準職務表とは給料表の等級ごとに基準となるべき職務の内容を定めるものである。具体的には、県立学校の教育職員の給与に関する条例と、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の2つの条例の「級別職務分類基準表」を「級別基準職務表」に改めるということになる。

改正の内容の2つめのポツだが、地方公務員法から引用する条項の項にずれが生じたため、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例、それから県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例を一部改正する。

続いて、2の行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の一部改正についてご説明する。改正理由は2の(1)にあるとおり、関係法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるためである。なお、今回の改正法は、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公平性の向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から見直しを図るというものである。

続いて2の(2)の条例改正の内容だが、行政不服審査法から引用する条項の整理のため、県立学校の教育職員の給与に関する条例を一部改正する。具体的には、行政不服審査法第14条と第45条が第18条第1項となり、その中で、不服申し立ての審査請求期間が60日以内であ

ったのが3月以内に延長され、そして異議申立を廃止し、審査請求に一本化されることにより手続きの水準が向上する。こういったことに伴う改正である

なお、3にあるように、1及び2いずれも総務部総務課でとりまとめて条例案を上程する予定である。関係する条例が多いので、取りまとめ条例となる。最後に、施行期日についてだが、いずれの改正も平成28年4月1日としている。

――原案のとおり議決

第20号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 議決第20号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正についてお諮りする。

今回改正された学校教育法の内容だが、義務教育学校がこのたびできるというものである。この義務教育学校の創設の趣旨だが、(1)に記載しているように近年の様々な教育課題に対応するために、現在でも行われている小中一貫教育と比べ、より一貫性の強い、より小学校と中学校が一体化した学校を設置できるようになる。これが義務教育学校である。

現行制度下での小中一貫教育と義務教育学校の違いであるが、まず、修業年限については、現行制度は小学校6年生、中学校3年生だが、あわせて9年となる。教育課程については、小中一貫校でも小学校、中学校それぞれに教育目標等があったが、これが9年間通したものになる。組織についても、これまでは小学校、中学校別々の組織だったのが、一つの組織になり、校長も一人になる。教員免許状については、現在の小中一貫校では、小学校で教える教員は小学校の教員免許を、中学校で教える教員は中学校の教員免許を持っていれば良かったが、原則として義務教育学校については、小・中学校どちらとも教員免許を持っていないといけなくなるが、当面は現在の小中一貫校と同じような形で良いということになっている。当面がいつまで続くのかは今の段階では分からない。

法律の施行が本年4月1日であり、これにあわせて、関係条例の改正が必要となるが、現時点で島根県内において義務教育学校を設置する意向を持っている市町村は全くない。それならば、急いで改正をする必要はないと思われるかもしれないが、他県で義務教育学校が設置された場合、他県の義務教育学校に通う子どもたちが、島根県内の施設を使用する時に、不利にならないように今回条例を改正する必要がある。具体的には、教育委員会で関係する条例は、島根県立武道館条例、島根県立体育施設条例、島根県立青少年社会教育施設条例、青少年社会教育施設というのは平田にあるサンレイクと江津市にある少年自然の家の2つ施設である。例えば、サンレイクで宿泊する小学生、中学生の宿泊使用料は無料だが、今のままの条例だと、他県に設置された義務教育学校の子どもたちがサンレイクに宿泊した場合、無料の規定には該当しないことになる。これに対応をするために、今回の条例を改正する必要がある。

現在、島根県内にも小中一貫教育という形で教育を行っている学校が2つある。一つは松江市の八束学園、もう一つは来年度から本格化するが、隠岐の知夫小学校中学校、この2つが小中一貫教育を行っておられる。実は、八束学園は通称であり、松江市の条例では、八束小学校、八束中学校のままである。

具体的に現行の小中一貫校と義務教育学校はどこが違うのかというと、教育課程、カリキュラムの編成の仕方が柔軟になるという点が大きく違ってくる。例えば、小学校で学習すること、中学校で学習することがそれぞれ規定されているが、義務教育学校では、小学校で中学校で学習すべきことを先取りして学習することが可能となる。今の時点で、子どもが理解している最大の違いはこのようなことである。以下、改正部分の新旧対照表を添付している。

○森委員 小・中学校の教員免許を併有する教員は、どのくらいの割合か。

○高橋学校企画課長 人数としては分からない。以前は、島根大学の小学校教員養成課程に入った学生は、100%中学校の教員免許を取得して卒業していた。その後免許法が改正されて、ややその辺り厳しくなって、小中学校の両方の教員免許を取得するハードルは上がっている。島根県内の教員は、小学校の教員だと中学校の教員免許を持っている方が圧倒的に多い。ただ、中学校の教員で、小学校の教員免許を持っている方はあまり多くない。

○広江委員 現在、八束学園は校長は一人だと思うが、小学校、中学校それぞれに校長を置くことができるという理解で良いか。

○高橋学校企画課長 そのとおりである。定数上は小学校、中学校それぞれに校長を置くことができる。

○広江委員 条例の改正で、小学生及びそれに準ずる者という規定になる。準ずる者は義務教育学校の子どもたちだけなのか。他にも該当する者がいるのか。

○高橋学校企画課長 今回の改正で加わるのは、現在の学校教育法では、義務教育学校の子どもたちが対象となる。

――原案のとおり議決

第21号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 議決第21号県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正についてお諮りする。

まず、高等学校についてご説明する。高等学校教育職員の定数は、改正前の平成27年度が1,611人、改正後の平成28年度が1,584人で全体としては27人の減である。この主な理由は、全日制課程3校、松江北高校、松江南高校、江津工業高校で平成28年度から入学定員の減を行うことにした。それに加えて、大東高校、三刀屋高校など8校で、現在学級減が進行中である。これによって、教員定数が減っている。高等学校の事務職員、技術職員その他の職員の定数については、松江北高校、松江南高校の入学定員減により1人ずつの減で、合せて2人の減となった。

次に、特別支援学校である。来年度の教育職員の定数は6人の減となった。内訳としては、学級数の増減により、小中高等部で12人の減、幼稚部、専攻科で3人の減、合せて15人の減となった。一方で、石見養護学校と益田養護学校に寄宿舎があるが、これまで中学部の寄宿舎生がいなかった。この春から中学部の寄宿舎生が入ることになり、寄宿舎指導員の定数が9人増となり、差し引き6人の減となる。養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員及び長期研修等については増減がない。

最後に、小中学校だが、教育職員の定数は9人の増となる。小学校5校で学校統廃合がある。また児童生徒数の減少に伴って基礎定数は30人の減となったが、一方で児童生徒数が減少しても学級数の変わらない学校も多い。例えば、児童数が10人から8人に減ってもクラス数は変わらないことが例としてあげられる。さらにご承知のように35人学級編成の小学6年生、中学3年生への拡大により30人近い増員があることなどから、9人の増となった。また、事務職員、栄養職員の定数については、事務職員は変わらないが、栄養職員の定数が配食数の減少により1人の減となった。栄養職員は配食数によって、定数が変わってくる。東出雲の共同調理場で、配食数が1,500食を割り込んだために、1人の定数減となった。

なお、これらの数は、昨年10月1日現在の児童生徒の見込みによって算出している。実際に学校に配置する人数は、今年4月1日に確定した児童生徒数により決定するので、毎年最大限の定員数を設定している。

――原案のとおり議決

第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

○高橋学校企画課長 議決第22号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてお諮りする。

長い名称となっているが、いわゆるマイナンバー法に基づく個人番号の利用に関する条例

の改正である。県のマイナンバー利用については、国により法律で規定された事務である法定事務に加えて、県が条例で規定する事務である独自利用事務でも利用することができる。ただし、県が独自に行うどのような事務にもマイナンバーを利用できるというわけではない。法定事務と目的が同一で、かつ、事務内容が類似する事務において、利用できるとされている。本日、附議するのは、ある法定事務と目的が同一、内容が類似の独自利用事務を定め、これについてマイナンバーを利用できるようにするための条例改正ということである。

改正の概要のところに記載をしているが、今回の条例改正に関する法定事務というのは、高等学校等就学支援金に関する事務である。ご承知のように、就学支援金とは、世帯年収概ね910万円以下のご家庭の高校生に対し、授業料相当額を支給するという制度である。これは、国の法律に基づく制度であり、これに関する事務は法定事務と規定されている。

島根県では、この国の就学支援金に加え、同じ目的のもと、県独自の様々な支援を行っている。それが、(2)別表に示す支援である。例えば、公立高等学校等奨学のための給付金の支給事務というのは、年収概ね250万円以下のご家庭の保護者の方に対し、授業料以外の教育費を支給するための事務である。これら8項目の事務をまず独自利用事務として定める。

そして、執行機関内、すなわちここでは、知事部局、具体的には私立学校を担当する総務部総務課と教育委員会の学校企画課が事務を担当するが、それぞれの執行機関内でマイナンバーを利用できるようにする。

これにより、独自利用事務に関して、県民が書面提出を省略できるようになる。具体的には、現在の就学支援に関する事務は、申請書に、市役所等が発行した課税証明書を添付していただき、その内容を確認したうえで、支給の適否を判断しているが、そうした証明書の提出が不要になる。市役所等へ行って証明書を発行してもらう手間を含めて、申請者の負担軽減が図られる。以上が、今回の条例のアウトラインである。条例施行日は、情報提供ネットワークシステムの運用が始まる日、平成29年1月を予定している。

7の2ページから7の4ページまでは条例改正の概要、7の5ページから7の9ページまでは新旧対照表を添付している。

――原案のとおり議決

第23号 住民基本台帳法施行条例の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

○高橋学校企画課長 議決第23号住民基本台帳法条例の一部改正についてお諮りする。

この条例の一部改正は、先ほどの議決第22号に附帯するものである。個人番号の利用に関する条例は先ほどご議決いただいたが、この条例が施行された後は、申請書にマイナンバーを記入して、そのマイナンバーが本当に正しいかどうかを確認するための書類を添付していただくが、その添付書類で正しいマイナンバーかを確認できなかった場合や、申請者の方がマイナンバーを記入されていなかった場合などに適用するものである。申請書に記載された氏名、住所等により、住基ネットを通じて、申請者を特定することで、マイナンバーが検索可能となる。このことについては、国の就学支援金等の法定事務では、こういった使い方ができることになっている。これに準ずる形で、独自利用事務においても、先ほどの8つの事務であるが、これらの事務においても検索ができるようにするために、住民基本台帳法施行条例の一部改正が必要となる。施行日は、先ほどと同じように、平成29年1月を予定している。

――原案のとおり議決

第24号 島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 議決第24号島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正についてお諮りする。

先ほど学校企画課長から、議決第20号で学校教育法の一部改正に伴って関係条例の一部改

正において説明があったが、そこでもこの島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正が含まれていたため、説明の都合上、2つに分けているが、この条例に関していうと、2月県議会にて2箇所の改正を提案する。

概要をご説明すると、この青少年社会教育施設条例は、出雲市に県立青少年の家、いわゆるサンレイクと、江津市に県立少年自然の家、この2つの施設を設置することが規定されている。さらにこれらの施設は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより、心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的としていることや、施設の利用に関すること、また指定管理者の業務など、施設の管理に必要な事項が規定されている条例である。

ここでお諮りをする改正の内容であるが、この2つの施設の体育館に関することである。それぞれの施設に体育館があるが、現在は全面貸切りという使用区分しかない。ここに新たに体育館の半分ずつを使うという使用区分を追加して、その使用料金を規定するという改正である。

こうした使用区分を新たに設ける理由であるが、現在県立青少年の家の体育館は、主催事業や宿泊研修者による活用が主であり、宿泊を伴わない日帰りの場合の使用については、全面貸切りのみを認めているのが現状である。そのため、半面貸切りを希望する団体等であっても、全面貸切り料金が必要となったり、2団体から同じ時間帯に体育館の使用希望があった場合、先に予約のあった団体しか使用を認めることができないという状況であった。そのため、利用者から半面貸切りでの使用を認めてほしいとの要望が出ていた。そこで、体育館を同時に2団体に貸し出すことができるように、半面貸切りの使用区分を新設して、体育館利用者の利便性の向上と利用促進を図りたいと考えている。なお、県立少年自然の家の体育館については、こういった主旨の利用者からの要望は現時点ではないが、同じ条例で規定しているので、取扱いを統一として、利用者の同等の利便性を確保するという趣旨から、少年自然の家にもこの使用区分を新設することとしたい。

具体的には、2の表に記載しているが、上の表が現行である。青少年の家の体育館は、全面借りると1時間当たり1,950円である。少年自然の家の体育館は、1時間当たり1,250円である。例として4時間使用した場合の料金を記載しているが、その4倍の7,800円となる。これを改正し、4時間半面貸切りした場合は、料金を半額とし、青少年の家は3,900円、少年自然の家は2,500円にするというものである。料金設定の考え方であるが、県内の類似施設、例えば、県立体育館や県立武道館、カミアリーナなど料金設定にあわせて、現行の全面使用料の半額とする。

3に記載しているのは、年間の利用見込み及び収入見込みである。若干収入増と見込んでいる。上の表が改正前で、青少年の家をご覧いただくと、件数が19件、これは平成26年度の実績であるが、下の表をご覧いただくと、青少年の家の全面利用が15件で、全面利用せざるを得なかった方が半面利用をされるということで15件程度になるのではないかとのことである。一方で、半面利用が10件程度新たに見込まれると想定して、利用料金を算定すると、年間で3,800円の増という見込みとなる。

9の2ページ、9の3ページに新旧対照表を添付している。9の3ページの表の下に備考があるが、改正前は備考が2つの項目となっているが、改正後は1と2の間に、新たに2を入れて、現在の2を3とし、新たに入れる2において、先ほどご説明したように、体育館の2分の1を使用するときは、算出した額の5割に相当する額とすると規定する。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第73号 平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案の概要について (総務課)

○松本総務課長 報告第73号平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案の概要についてご報告する。

2月18日から開会する県議会において提案される予算のうち教育委員会分の予算の概要である。初日に提案する予算案は、平成28年度当初予算分と国の補正予算に対応する2月補正予

算分を計上するものである。

まず平成28年度当初予算案だが、平成27年度896億円余だった予算が、平成28年度は886億円余ということで、9億1千万円余の減額、率にして1.0%の減を見込んでいる。その内訳だが、まず事業費は146億円余で前年度比で11億円余の減額である。給与費は740億円余で前年度比で2億円余の増額である。

課別の予算だが、主な増減だけ申し上げる。教育施設課が19億5千8百万円余の減額である。松江養護学校及び出雲養護学校の校舎等整備費については、もともと平成28年度当初予算に計上していたが、国において補正予算が実施されるため、前倒しをして平成27年度2月補正予算に計上した。それに伴う減額である。なお、この教育施設課の減が教育委員会全体予算の前年度比減の主な要因となっている。

学校企画課は4億5千5百万円余の増である。これは高等学校等就学支援金の増によるものである。年収910万円未満の世帯の生徒の授業料に充てるため国から交付される支援金だが、これが平成26年度から始まっている。平成26年度は高校1年生分だけだったが、平成27年度、28年度と学年進行し、完成する28年度においては前年度比で5億円程度増額している。

教育指導課は5千6百万円余の増である。高校生のキャリア教育をより充実させるための拡充、食の縁結び甲子園の全国大会開催による事業費の増である。特別支援教育課は2千9百万円余の増である。平成26年度から、特別支援学校高等部卒業生等の一般就労を目指すため、支援員1名と卒業生など3名が1チームになって学校に勤務しながら職業能力を身につける取組を行っている。初年度3校から始まって今年度が6校、28年度は9校に拡充するため予算増となっている。保健体育課は、1億3千9百万円余の増である。平成28年度がインターハイの本番となるので、各大会開催地の市町村への運営費補助等を行うことによる増である。社会教育課は1千百万円余の増である。地方創生として、公民館を核とした地域づくりを進めるための新規事業を実施することによるものである。文化財課は9千百万円余の増である。これは、高速道路整備等に伴う埋蔵文化財調査の受託費が増となることが主な理由である。以上が事業費の主な増減である。

続いて、給与費についてご説明する。給与費は総務課で一括計上しているが、前年度比で2億5千2百万円余の増額である。少子化による児童生徒数の減により教員数は減っているが、一方で退職者が増えているために退職手当が増額していることが理由である。

続いて、10の2ページ、平成27年度2月補正予算のうち国の補正に係る予算案である。これは国において地方創生の加速化、一億総活躍社会の実現といった観点で2月補正予算が生まれ、そのうち教育委員会として必要な予算を計上しているところである。まず、全体の概要だが、補正額は20億5千2百万円余である。事業費の補正のみで給与費の補正はない。

課別の補正予算額だが、教育施設課が19億5千9百万円余、社会教育課が6百万円余、文化財課が8千6百万円余である。次のページが補正予算の項目ある。まず教育施設課の特別支援学校校舎等整備事業19億5千9百万円余である。内容は、先ほど申し上げたとおり、松江養護学校及び出雲養護学校の生徒増加による教室等の狭隘化を解消するための整備である。全体事業費は35億円ほどだが、このうち国庫補助金対象部分のみ2月補正で計上するものである。続いて、社会教育課の「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」6百万円余である。これは、市町村が設置する地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等を購入する予算である。続いて文化財課の島根の歴史文化活用推進事業6千5百万円余、そして未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業2千百万円余である。この2つの事業は島根の歴史文化の価値や魅力を全国に向けて多角的に情報発信することにより、対外的なイメージの醸成、更なる認知度の向上と交流人口の増加等を促進するものである。

次ページ10の4ページ以降は個別の事業について掲載しているが、新規事業や拡充する事業等ポイントだけ絞って申し上げる。まず、1番目、小・中学校の少人数学級編制である。②の小学校3年生から中学校3年生までの35人学級については28年度が最終年度で、全ての学年で35人学級が実現することになる。全体で121名を予定している。

10の5ページの3番目、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業である。近年、特に出雲市を中心に外国人児童生徒が増加しており、就学における支援体制を早急に整備する必要があることから、28年度に新規事業を創設するものである。また、②の教員の加配については、これまでも実施してきたところだが、28年度は3名増やして11名とする。4番目、高等学校等就学支援金については、先ほど学校企画課の増減のところでも申し上げたよ

うに、年収910万円未満の世帯の生徒の授業料に充てるため交付される支援金が学年進行に伴い約15億円強の予算額となっている。

10の7ページの7番目、明日のしまねを担うキャリア教育推進事業である。この事業も以前から実施しているが、大学進学者が多い普通科高校の生徒に卒業後の就職の場をイメージしてもらうために、県内の企業見学や地域理解・地域活性化の学習を行う取組を充実するため、事業費を拡充するものである。10の8ページ8番目、食の縁結び甲子園である。今年度はプレ大会として中国四国大会を実施したところだが、28年度は全国大会ということで事業費を増額している。9番目、学力育成推進事業である。今年度の学力調査の結果を受けて、既に算数授業改善のためプロジェクトチームを立ち上げているところだが、28年度も引き続き授業の改善方針等を検討していくため事業費を増額することとしている。

10の10ページ12番の障がい者就業支援事業については、先ほど特別支援教育課の増減のところで申し上げたように、特別支援学校卒業生等を非常勤嘱託として雇用しながら一般就労を目指していく事業である。特別支援学校は全部で12校あるが、28年度は9校で実施することとしている。10の11ページ16番目、平成28年度全国高等学校総合体育大会開催事業である。先ほども申し上げたように、いよいよ中国5県でのインターハイが28年度に開催されるので、事業費を拡充して要求するものである。

10の13ページ20番目、公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業、これは地方創生の新規事業である。地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるため、地域の拠点である公民館活動の充実を支援するものである。10の14ページ23番、まなびや環境整備事業も新規事業である。生徒の安全を確保し、安心して学業に専念できるよう、学校生活環境の改善等を行うための予算である。10の15ページ24番、特別支援学校校舎等整備事業は、出雲養護学校の新校舎建設費がピークを迎えるため予算額も約35億円と27年度より増額となる。先ほど教育施設課の増減のところで申し上げたが、この35億のうち、国の補正予算に該当する部分の約19億については平成27年度2月補正で計上することとしている。10の16ページ26番、島根の歴史文化活用推進事業は、日本書紀編纂1,300年や国宝の松江城天守、日本遺産の津和野といった新たな歴史文化の魅力を発信するため、事業費を拡充する。

○広江委員 学力育成推進事業に関連して質問するが、学力向上に向けて研究指定校をということが新聞に掲載されていたが、そういったことが来年度されるのかということと、どの予算に計上されているのか確認したい。

○小林教育監 算数の授業改善プロジェクト会議の際に公表することになるが、9の学力育成推進事業の③「授業の質の向上」に予算計上されていると思う。

○原委員 校舎整備について計画的に進めるとあるが、どのように順番を決めておられるのか。

○藤原教育長 明確な順番はなく、予算の範囲内で計画的に進めることとなる。

○原委員 2番の児童・生徒へのサポート事業のところで、①の中学校クラスサポート事業で、36人、2学級あたり1人と記載があり、分かりにくいと思い、昨年度の資料を確認したら、第1学年の学級数が3学級以上かつ1学級31人以上の学校で特に配置が必要なところで、15学級36名と記載があった。2学級あたり1人だとこの中学校も2学級あれば1名配置されると思える。考え方が変わらないなら、昨年度の記載の方が良い。

○小林教育監 記載の仕方を検討する。

――原案のとおり了承

第74号 平成28年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について (学校企画課)

――原案のとおり了承